

地方消費税率引上げ分の地方消費税交付金充当事業（令和5年度当初予算）

消費税率の引上げにより、本町の地方消費税交付金は増収となっておりますが、その増収分は社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てなければなりません。
令和5年度当初予算においては、以下の事業に充当しています。

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 66,600千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 732,352千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳		一般財源のうち交付金	
		特定財源	一般財源		
国民健康保険事業	55,395	25,692	29,703	66,600	
介護保険事業	191,754	14,943	176,811		
後期高齢者医療保険事業	56,909	41,803	15,106		
障害者相談支援事業	6,690	0	6,690		
重度心身障害児（者）医療事業	21,250	10,625	10,625		
障害者自立支援事業	141,476	102,457	39,019		
中山間地域介護サービス事業	7,500	3,750	3,750		
訪問入浴介護事業	4,670	0	4,670		
私立保育所運営事業	207,700	158,428	49,272		
予防接種事業	16,305	0	16,305		
総合健診事業	14,186	671	13,515		
母子保健事業	8,517	1,803	6,714		
合計	732,352	360,172	372,180		66,600